（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

この告示の施行の際現にこの告示による改正前の煮干魚類の日本農林規格により格付の表示が付された煮干魚類については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千六百九十号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、果実飲料の日本農林規格（平成十年七月二十二日農林水産省告示第千七十五号）の一部を次のように改正し、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示し、平成二十四年八月十六日から施行する。

平成二十四年七月十七日

農林水産大臣　郡司　彰

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

この告示の施行の際現にこの告示による改正前の果実飲料の日本農林規格により格付の表示が付された果実飲料については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千六百九十一号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、農産物缶詰及び農産物瓶詰の日本農林規格（平成十四年七月二十四日農林水産省告示第千三百五号）の一部を次のように改正し、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示し、平成二十四年八月十六日から施行する。

平成二十四年七月十七日

農林水産大臣　郡司　彰

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百九十二号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、農産物漬物の日本農林規格（平成十七年十一月十四日農林水産省告示第千七百五十二号）の一部を次のように改正し、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示し、平成二十四年八月十六日から施行する。

平成二十四年七月十七日

農林水産大臣　郡司　彰

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

この告示の施行の際現にこの告示による改正前の農産物漬物の日本農林規格により格付の表示が付された農産物漬物については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千六百九十三号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、パン粉の日本農林規格（平成十九年十一月二十八日農林水産省告示第千四百九十一号）の一部を次のように改正し、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示し、平成二十四年八月十六日から施行する。

平成二十四年七月十七日

農林水産大臣　郡司　彰

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百九十四号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第二十九条第一項（同令第五十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、果実飲料についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年九月二十日農林水産省告示第千二百四十五号）の一部を次のように改正し、平成二十四年八月十六日から施行する。

平成二十四年七月十七日

農林水産大臣　郡司　彰

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百九十五号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第二十九条第一項（同令第五十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、にんじんジュース及びにんじんミックスジュースについての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年九月二十日農林水産省告示第千二百四十六号）の一部を次のように改正し、平成二十四年八月十六日から施行する。

平成二十四年七月十七日

農林水産大臣　郡司　彰

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百九十六号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第二十九条第一項（同令第五十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、煮干魚類についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年十月二十五日農林水産省告示第千三百四十四号）の一部を次のように改正し、平成二十四年八月十六日から施行する。

平成二十四年七月十七日

農林水産大臣　郡司　彰

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百九十七号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第二十九条第一項（同令第五十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、農産物漬物についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年十一月八日農林水産省告示第千四百三号）の一部を次のように改正し、平成二十四年八月十六日から施行する。

平成二十四年七月十七日

農林水産大臣　郡司　彰

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年七月十七日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県日進市三本木町福池五五九の六・五五九の九・五五九の一〇・五五九の一二・五五九の一六（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、五五九の一七から五五九の二三まで、一番割五六〇の二九・五六〇の三二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び日進市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年七月十七日

農林水産大臣　郡司　彰